

22 日 獣 発 第 341 号

平成 23 年 2 月 28 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う農林水産省の対応

今般、平成 23 年 2 月 16 日付け 22 消安第 8973 号及び 2 月 18 日付け 22 消安第 9031 号をもって農林水産省から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、①新たに和歌山県紀の川市、三重県紀宝町の養鶏農場の死亡鶏が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定され、これまで 7 県 18 の家きん農場での本病発生の確認、全国各地の野鳥の死体等における本病ウイルス強毒株の分離等の状況から、全国的にウイルス浸潤下にあると考えられること等を踏まえ、未発生の都道府県を含めて、改めて農場及び鶏舎への出入に際しての消毒、防鳥ネットの適切な整備、飲料水の消毒及び死亡鶏の適切な取り扱いなどの飼養衛生管理を徹底と、死亡鶏の増加による早期発見・通報への指導とともに、発生時の迅速かつ円滑な防疫措置の実施のため、焼埋却地の確保、防疫資材の保有状況確認など危機管理体制の再点検と同時に市町村役場・農協等の関係機関との情報共有及び連携強化について、また、②家きん飼養農場における飼養衛生管理の遵守については、家畜防疫員の立入調査による、全国の家きん飼養農場における一斉点検を実施しているが、当該農場に対する疫学調査チームの現地調査において、これまで点検、立入調査により「指導が不要だった農場」において、網目が 2cm 超える防鳥ネット、外側の遮光カーテンに一部破損、ネズミ等の小動物が侵入可能な側壁の隙間等が指摘されたことから、当該農場に立入った調査員への聞き取り等による再確認と、その結果に基づく再度の立入り、さらに不備がある場合の改善状況確認の実施と

もに、それらの調査結果報告と併せて、農場の都道府県に対する早期通報の徹底の周知・指導状況の期限内の報告について、各都道府県知事及び各都道府県主務部長あて、それぞれ対応を求めたことについて、本会に対して家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等に対する周知とともに適切な対応についての指導等の依頼をされたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



22消安第8973号
平成23年2月16日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



高病原性鳥インフルエンザの続発に対する飼養衛生管理の指導・徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第8973号

平成23年2月16日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの続発に対する飼養衛生管理の指導・徹底について

- 1 2月15日、和歌山県紀の川市の養鶏場（採卵鶏）から和歌山県に、特定の鶏舎で死亡鶏が固まって確認されたとの通報がありました。同県で遺伝子検査を実施したところ、陽性が確認され、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜と判定されました。また、三重県紀宝町の養鶏場（肉用鶏）においても死亡鶏が増加し、三重県に対して本病が疑われる旨の通報があり、同県で遺伝子検査を実施したところ、本日、陽性が確認され、本病の疑似患畜と判定されました。
- 2 今年度、これまでに7県18の家きん農場において本病の発生が確認され、また、全国各地で野鳥の死体等から本病ウイルスの強毒株が分離されていることから、全国的にウイルスが浸潤している状況と考えられます。
- 3 本病が続発している状況を踏まえて、2月10日に開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第38回家きん疾病小委員会においては、「今後、渡り鳥が北方へ移動し始めることに伴ってウイルスも伝搬される可能性があることから、近隣に湖沼等があるなど野鳥の飛来ルート近くに位置する養鶏農場はもとより、全国の全ての養鶏農場において、防鳥ネットの整備など野鳥及び野生動物の侵入防止対策や鶏舎への出入りに際しての消毒を徹底するとともに、死亡鶏の増加による早期発見・早期通報に努め、本病ウイルスの侵入防止及びまん延防止に引き続き努める必要がある。」と提言されているところです。
- 4 これまで累次の通知等により、飼養衛生管理の周知徹底等をお願いしているところですが、上記のような状況を踏まえ、これまで発生していない都道府県を含めて、予断を持たず、改めて農場及び鶏舎への出入りに際しての消毒、防鳥ネットの適切な整備、飲用水の消毒及び死亡鶏の適切な取扱いなど飼養衛生管理を徹底するとともに、死亡鶏の増加による早期発見・早期通報に努めるよう指導願います。また、万が一発生した際に、迅速かつ円滑な防疫措置を講じることができるよう、焼埋却地の確保や防疫資材の保有状況の確認など危機管理体制の再点検を行うと同時に、市町村役場・農協等の関係機関との情報共有及び連携を強固にするよう重ねてお願いいたします。



22消安第9031号
平成23年2月18日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家きん飼養農場における飼養衛生管理の遵守状況を点検する際の確認事項について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第9031号

平成23年2月18日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家きん飼養農場における飼養衛生管理の遵守状況を点検する際の確認事項について

- 1 家きん飼養農場における飼養衛生管理の遵守状況については、「宮崎県及び愛知県における高病原性鳥インフルエンザの患畜等の確認に伴う飼養衛生管理の指導・徹底について」（平成23年1月28日付け22消安第8477号農林水産省消費・安全局長通知。以下「指導・徹底通知」という。）に基づき、家畜防疫員による立入調査により、全国の家きん飼養農場において、一斉点検を実施していただいているところです。
- 2 しかし、最近の発生農場の中で、上記一斉点検及びこれまでの立入調査により問題がなく、「指導が不要だった農場」とされていた農場がありましたが、当該農場に対する疫学調査チームの現地調査により、「防鳥ネットの網目が直径2cmを超えるものであった」、「外側の遮光カーテンに破損箇所があった」、「側壁下部に隙間があり、ネズミ等の小動物が侵入可能であった」等が明らかになりました。このような事実が認められているということは、立入調査が「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために～飼養衛生管理チェック表とポイント～」に従って適切に行われていなかったと考えられます。
- 3 つきましては、貴県（都道府）におかれては、これまでの立入調査において、「指導が不要だった農場」とされた農場の立入調査時の確認内容について、実際に立ち入った調査員への聞き取り等により、上記のような立入調査の実施に不十分な点がなかったことを改めて確認願います。その結果、不十分な点がなかったことが確認できなかった農場がある場合には、改めて、立入調査を実施してください。また、不備がある場合は、その改善状況を確実に確認するようお願いいたします。なお、「指導・徹底通知」の1に基づく立入調査の結果報告については、本通知に基づく確認作業によらず、期限内に報告願います。
- 4 また、「指導・徹底通知」の2により、農場の都道府県に対する早期通報の徹底の周知をお願いしているところですが、農場に対する周知・指導状況につきましては、別添の調査表に基づき、平成23年2月28日（月）までに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで報告いただきますようお願いいたします。

「宮崎県及び愛知県における高病原性鳥インフルエンザの患畜等の確認に伴う飼養衛生管理の指導・徹底について」(平成23年1月28日付け22消安第8477号農林水産省消費・安全局長通知)の2に基づく早期通報の徹底の周知・指導状況について

都道府県名: _____

当てはまる項目について[]内に○をつけてください(複数回答可)。
なお、その他()内には具体的事項について御記載願います。

畜産農家への周知・指導状況

- ① 連絡者: { 畜産主務課
{ 家畜保健衛生所
{ 生産者団体(名称: _____)
{ その他(_____)

- ② 連絡方法: { 通知・パンフレット等の郵送
{ 電話
{ FAX
{ 農場を訪問
{ その他(_____)

- ③ 指導内容: { 健康観察・早期通報
{ 症状の周知
{ 消毒の徹底
{ 特になし
{ その他(_____)